

令和5年度 販路開拓支援事業 商談会・展示会の出展費用を助成します

新型コロナウイルスも収束に向かいつつあり、アフターコロナでの販路開拓の取り組みが本格的なコロナ禍からの回復及び事業の発展に求められます。

新型コロナにより大きく変化した経営環境に対応し、販路開拓を目的とした商談会・展示会に出展する会員に対し、出展料・旅費の一部を助成し事業の拡大を支援します。

実施内容

会員事業所が取り組む販路開拓事業のうち、BtoBを目的とする商談会・展示会の出展料の1/2を助成します。

※ BtoCを目的とした販売会は**対象外**となりますのでご注意ください。

受付期間

助成金の申請期間は**令和5年6月1日**から**令和6年2月29日**まで。

商談会・展示会は令和5年4月1日から令和6年2月29日までに開催されたものを対象とし、令和6年2月29日までに支払いが完了した出展料、旅費を対象とします。

申請期日

商談会・展示会開催初日の10日前まで。

※予算が無くなり次第終了となります。

助成対象経費

出展料、旅費(宿泊費・交通費)

助成金の額

出展料、旅費の1/2までとし、1事業所あたり上限10万円。

※主催者の判断による商談会・展示会中止の場合の出展料、旅費は助成対象としますが、出展者の都合や判断によるキャンセルに対する助成はしません。

対象者等

かつの商工会員とします。

ただし、申請時において加入申込書を提出した場合は、会員と同じ扱いとします。

支援対象の商談会・展示会

支援対象となる商談会・展示会は以下の通りとします。

- ・国、秋田県、鹿角市、小坂町をはじめとする自治体が主催するもの。
- ・業界団体等が主催する事業で、自治体が共同で実施、または協賛、後援するもの。
- ・その他、会長が認めるもの。

申請方法

申請書に必要事項を記入し証憑書類を添えて、商談会・展示会開催初日の10日前までに商工会に提出してください。

(様式1) 販路開拓支援事業助成金交付申請書

- 添付書類 ①商談会・展示会の開催概要が分かる書類(募集チラシ等)
②商談会・展示会申込書(写し)
③商工会加入申込書(かづの商工会会員でない場合)

助成金の請求方法

請求書に必要事項を記入し、商談会・展示会開催最終日翌日から7日以内に証憑書類を添えて商工会に提出してください。

(様式2) 販路開拓支援事業助成金 請求書

添付書類 助成対象経費の支払確認が可能な資料(領収書、銀行振込の控え等)

(様式3) 販路開拓支援事業助成金 出展報告書

商談結果(新規取引先件数、取引金額(見込み含む))等について記載すること

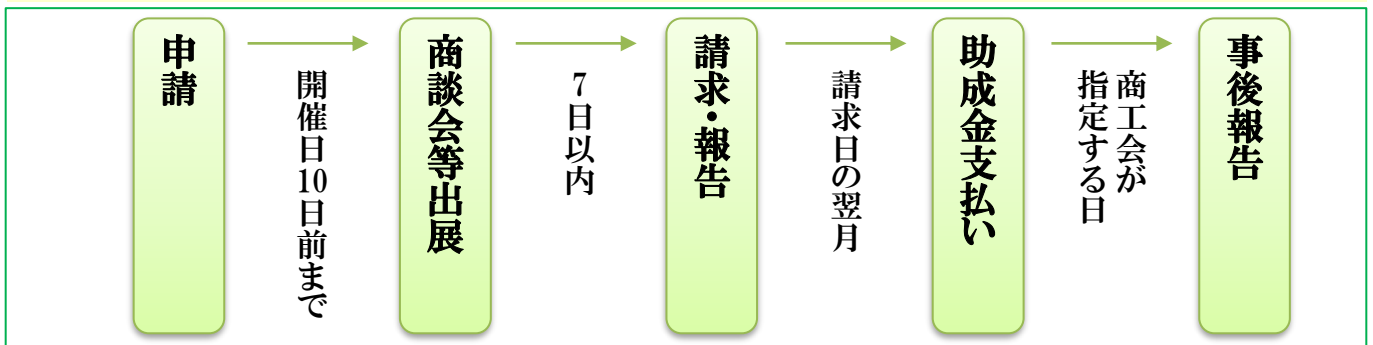
状況報告

助成した事業者は商談会・展示会の状況報告として、商工会が指定する期日まで(目安:商談会・展示会出展から3か月後)での商談実績について、状況報告書を提出していただきます。

(様式4) 販路開拓支援事業助成金 状況報告書

(出展成果・効果等の報告 獲得事業所数、売上額、今後の見込等)

助成事業の流れ



【お問合せ先】

かづの商工会 鹿角市花輪字柳田14-1

TEL:0186-22-0050 FAX:0186-23-2698

<http://kazuno-shokokai.org/>